

新運行形態の導入に伴う手続きについて

一般乗合旅客自動車運送
事業の許可申請書の提出



運賃・料金設定届の提出

(法定協議会で協議が調った事案については、処理期間の短縮が可能)

(道路運送法第4条より一部抜粋)

一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、**国土交通大臣の許可を受けなければならない。**

(道路運送法第9条第4項より一部抜粋)

一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、**国土交通省令で定めるところにより、**

地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、**その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。**これを変更しようとするときも同様とする。

(道路運送法施行規則第9条の2より一部抜粋)

法第9条第4項の合意しているときは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（略）又は協議会において協議が調っているときとする。

法定協議会による協議

平成27年6月に策定した『葛城市生活交通ネットワーク実施計画』に基づく運行から3年目を向かえ、現在の運行状況等を再評価し、実証運行等も含めた運行内容等の再編に向けた議論を行う場が法定協議会です。

法定協議会は、地域のすべての公共交通を対象とした議論を行う地域の関係者の協働による取り組みであり、協議会において協議が調った協議結果については、尊重されるべきものです。

そのため、路線や運賃、適用期間等についての協議が調った場合には、申請に伴う処理期間が短縮されることとなります。

(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条)

第6条 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体

(2) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

(3) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

3 第1項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、同項に規定する協議を行う旨を前項第2号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 主務大臣及び都道府県（第1項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。）は、地域公共交通網形成計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。